

互助会NEWS【5月号】

令和4年5月18日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金振込日は、**令和4年5月23日（月）**です。
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。
《送金明細書の公開日は、5月19日（木）です。》
また、それ以外の所属(小・中・大学等)にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎臨時講師等^{*1}に係る4月分の互助会掛金について

臨時講師等のうち、下記に該当する会員に係る4月分の互助会掛金は、加入状況を確認後に給与支払先へ掛金控除依頼をするため、**5月給与支給時に控除させていただきます**ので、ご了承ください。

お知らせが遅くなり申し訳ありません。

| 事 例 | 互助会の処理 | 注意事項 |
|--|---|--|
| ◎4月に公立学校共済組合青森支部の資格を取得した臨時講師が、互助会に加入した場合 ※組合員資格取得届書の互助会加入申込欄に記名した場合 | ・加入状況の確認 ・給与支払先へ掛金控除依頼 | |
| ◎すでに互助会に加入している臨時講師が 小・中学校から県立学校へ所属異動した場合 又は 県立学校から小・中学校へ所属異動した場合 | ・加入状況の確認 ・給与支払先の変更に伴い、 新たな給与支払先に掛金控除を依頼 | 小・中学校から県立学校への所属異動は、職員番号が変更になる場合があります。 |
| ◎定年・勸奨・普通退職後、臨時講師になった場合 ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合 | | 退職時に「加入確認書」の提出が必要。 |
| ◎再任用終了後、臨時講師になった場合 ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合 | | 再任用時に加入している会員は、引き続き加入の取扱いとなる。 引き続き加入を希望しない場合は「退会届」の提出が必要。 |

臨時講師等^{*1} → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、
臨時学校栄養職員、臨時事務職員

ご不明な点等がありましたら、互助会までご連絡ください。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご覧ください

◎「育児支援金」について補足します！

「育児支援金」については、令和4年3月18日付青教互第92号で通知していますが、給付方法の「5日以上の子育て休業取得後」とは、「**5日以上の子育て休業を取得し、かつ、5日経過後**」のことです。

「5日以上の子育て休業の承認を受けた時点」ではなく、「5日以上の子育て休業の承認を受け、実際に5日以上休業した後」で請求書を提出くださるようお願いします。

◎「施設利用補助Q&A【最新版】」について

令和4年度「施設利用補助」の実施方法について令和4年3月18日付青教互第96号で通知した際「施設利用補助Q&A」を同封しましたが、内容をリニューアルし、「施設利用補助Q&A【最新版】」を作成しました。互助会ホームページにアップしましたので、「施設利用補助金請求書」を提出の際は、ぜひご一読くださるようお願いします。

◎請求書等の処理日程について

互助会では、結婚祝金等の請求書等について、毎月25日までに到着した分は、翌月の給付金送金日に給付する日程で処理しています。

書類に不備がある場合は、さらに翌月の給付となりますので、請求書等を提出する際は、今一度ご確認ください。

なお、6月以降の給付金振込日は下記のとおりです。

| 給付金振込日 | 給付金振込日 |
|---------------|---------------|
| 令和4年 6月15日(水) | 令和4年11月15日(火) |
| 令和4年 7月15日(金) | 令和4年12月15日(木) |
| 令和4年 8月22日(月) | 令和5年 1月19日(木) |
| 令和4年 9月15日(木) | 令和5年 2月15日(水) |
| 令和4年10月17日(月) | 令和5年 3月15日(水) |

※給付金振込日については、令和4年3月22日付青教互第95号で通知しています。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276
HPアドレス

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください